



2023年2月20日

各位

会社名 株式会社テ・ウエスタン・セラピ テクス研究所
代表者名 代表取締役社長 日高 有一
(コード番号:4576)
問合せ先 経営企画室長 山北 真子
TEL 052-218-8785

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および 監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月30日開催予定の第25期定時株主総会（以下、「本総会」）で承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、本総会に付議する定款の一部変更および監査等委員会設置会社への移行後の取締役候補者を併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

本総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

②取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することができる旨の規定として、現行定款第27条の変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年3月30日(木)(予定)

定款変更の効力発生日 2023年3月30日(木)(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者(本総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
日高 有一	代表取締役社長	同左
松原 さや子	取締役	(新任)

(ご参考)

新任取締役候補者の略歴等

氏名 (生年月日)	略歴
まつばら 松原 さや子 (1979年3月19日生)	2002年 4月 朝日アーサーアンダーセン株式会社(現PwCコンサルティング合同会社) 入社
	2005年 10月 アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ株式会社 入社
	2008年 2月 株式会社経営共創基盤 入社
	2012年 10月 経済産業省 出向
	2014年 1月 株式会社海外需要開拓支援機構 入社
	2019年 7月 株式会社海外需要開拓支援機構 投資戦略グループ ディレクター
	2019年 9月 花王株式会社 中期経営戦略部門 コーポレート戦略部 ディレクター
2022年 9月 当社 入社(現任)	

(2) 監査等委員である取締役候補者(本総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
青木 哲史	社外取締役(監査等委員)	常勤社外監査役
山川 善之	社外取締役(監査等委員)	社外取締役
会田 隆雄	社外取締役(監査等委員)	社外監査役
中村 栄作	社外取締役(監査等委員)	社外取締役

(3) 退任予定の取締役・監査役(本総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
川上 哲也	取締役
岸澤 修	社外監査役

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	<u>第28条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	<u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u>
	<u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第37条～第38条 (条文省略)	第31条～第32条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第40条～第43条 (条文省略)	第34条～第37条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	<u>1 第25期定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であつた者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u>